

## 平成26年度第2回 岩手県環境審議会 自然・鳥獣部会

日時：平成26年10月28日（火）

午前10時から12時まで

場所：岩手県庁

12階特別会議室

次 第

1 開 会

2 挨 捶

3 議 事

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の指定について（諮問）

(2) 鳥獣保護法改正に伴い変更を要する県計画について（報告）

① 鳥獣保護事業計画

② 特定鳥獣保護管理計画（ツキノワグマ、カモシカ及びシカ）

4 そ の 他

5 閉 会

岩手県環境審議会自然・鳥獣部会委員名簿(平成26年10月28日)

氏 名	所属及び職	摘要
青井 俊樹	岩手大学農学部 教授	部会長
菅野 範正	(公社)岩手県獣友会 副会長兼専務理事	
越谷 信	岩手大学工学部 准教授	欠席
渋谷 晃太郎	岩手県立大学総合政策学部 教授	
鈴木 まほろ	岩手県立博物館 専門学芸員	
鷹觜 紅子	岩手県森林・林業会議 理事	
中村 正	岩手県自然保護協会 事務局長	
朴澤 美代子	JA岩手県女性組織協議会 監事	
由井 正敏	(一社)東北地域環境計画研究会 会長	
吉田 基	(株)邑計画事務所 取締役	

委員数10名

出席委員数9名

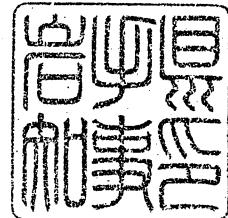
注) 五十音順

写

自 第 319 号  
平成 26 年 10 月 24 日

岩手県環境審議会会长 大塚 尚寛様

岩手県知事 達増拓也



**鳥獣保護区特別保護地区の指定について（諮詢）**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 4 項において準用する同法第 4 条第 4 項の規定により、下記事項について貴審議会の意見を求める。

記

**1 鳥獣保護区特別保護地区の指定について**

(1) 花巻温泉鳥獣保護区特別保護地区

以上

## 花巻温泉鳥獣保護区特別保護地区指定(再指定)計画書

### 1 名 称

花巻温泉鳥獣保護区特別保護地区

### 2 区 域

花巻市地内の花巻温泉社有林のうち、土砂流出防備保安林の一円の地域（岩手県花巻市台第2地割57番2、7、31、36の区域）

### 3 鳥獣保護区の保護に関する指針

#### (1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

#### (2) 鳥獣保護区の指定目的

この地域は、本県の代表的温泉観光地である花巻温泉の西側に位置する万寿山西麓一帯の区域であり、植生としてブナ、ミズナラなどの広葉樹が比較的多く残されており、野生鳥獣の良好な生息環境となっている。周辺は県立自然公園に指定されていることから、観光客等に対し鳥獣保護思想の普及啓発が期待されている地域である。

また、この地域には、オオルリ、アカゲラ等といった樹林帯に生息する鳥類や大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ等多様な鳥獣が生息している。

これらのことから、多様性に富んだ鳥獣相の保全を図っていくため、鳥獣保護区の中核的な区域を引き続き特別保護地区に指定し、鳥獣の生息地の保護を図るものである。

#### (3) 管理方針

- ・ 鳥獣の生息環境を現状のまま保全することを基本とする。
- ・ 特別保護地区内における許可を要する行為については、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地元自治体や関係機関との調整を図る。

### 4 区域に編入しようとする土地の面積及びその内訳

総面積 17ha

#### (1) 形態別内訳及び所有者別内訳

形態別内訳		所有者別内訳	
林野	17ha	国有地	—ha
農耕地	—	県有地	—
水面	—	市町村有地	—
その他	—	私有地等	17

#### (2) 他の法令による規制区域

森林法 土砂流出防備保安林 17ha

自然公園法(県立自然公園-特別地域) 17ha

### 5 指定期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで(10年間)

**6 区域に編入しようとする土地における鳥獣の生息状況等****(1) 当該地域の概況**

当該地域は、本県の代表的温泉観光地花巻温泉の西側に位置し、万寿山西麓一帯の区域であり、植生として、ブナ、ミズナラなどの広葉樹が比較的多く残されている地域である。

**(2) 生息している主な鳥獣****ア 鳥類**

キセキレイ、ヤマガラ、シジュウカラ、オオルリ、ツバメ、キビタキ、ウグイス、センダイムシクイ、メボソムシクイ、アカショウビン、ジュウイチ、ヤブサメ、アオゲラ、アカゲラ、コゲラ、ヤマドリ、キジバト、ヒヨドリ、ツグミ、ウソ など

**イ 獣類**

リス、ノウサギ、キツネ、タヌキ、ニホンカモシカ、イタチ、ツキノワグマ など

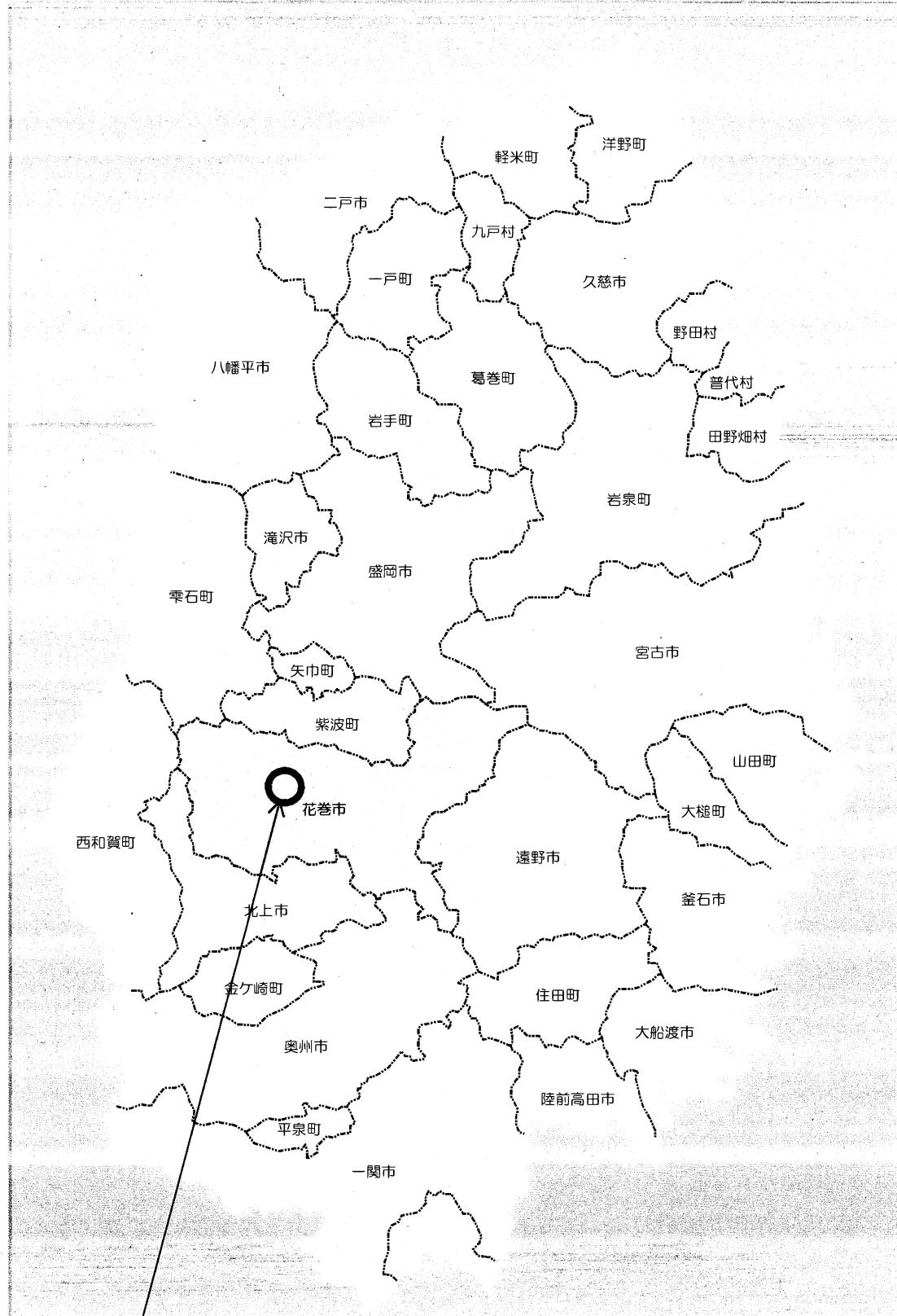
**7 当該地域の農林作物の被害状況**

特になし

**8 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項**

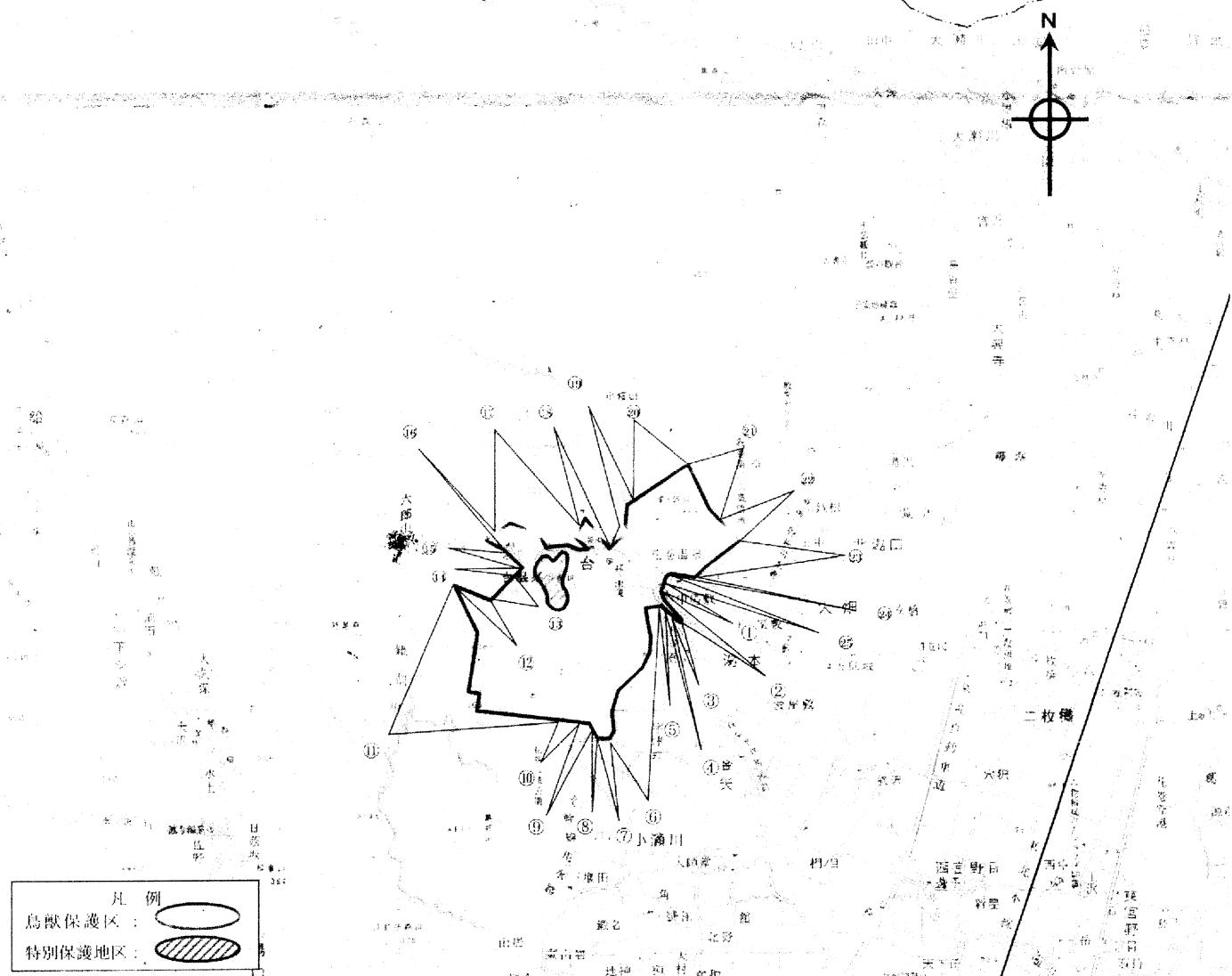
当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対するは、通常生ずべき損失を補償する。

## 平成26年度再指定鳥獣保護区特別保護地区位置図



:該当市町村  
花巻温泉鳥獣保護区特別保護地区(再指定)

鳥獣保護区等区域図面 (縮尺 1/50,000)



名称	花巻温泉鳥獣保護区	面積	440 ha
期間	平成26年1月1日から平成36年10月31日まで		
境界	1 主要地方道花巻・衣川線 2 一般県道花巻温泉郷線 3 市道台・上糀1号線 4 市道上川原・花巻温泉線 5 北湯口幹線用水路 6 北幹線水路 7 市道金矢・広城公園線 8 市道宇津野北3号線 9 市道宇津野西線 10 六郎山に通じる道路	11 民有林57林班、同56林班と民有林44林班、同45林班、同54林班との境界 12 岩手南部森林管理署国有林582林班と民有林55林班の境界 13 サイカチ沢 14 市道台温泉線に通じる山道 15 市道台温泉線 16 市道台線 17 岩手南部森林管理署国有林583林班と民有林59林班、同55林班との境界 18 岩手南部森林管理署国有林584林班と民有林59林班との境界 19 台川左岸 20 岩店南部森林管理署国有林589林班右小班とい2小班の境界	21 堂ヶ沢裏山に通じる山道 22 市道田中西5号線 23 市道大畑・棟塚線 24 市道二枚橋・花巻温泉線 25 市道花巻温泉1号線 26 27 28 29 30
区域	花巻市地内の主要地方道花巻衣川線と市道花巻温泉1号線との交点を起点とし、起点から主要地方道花巻衣川線を西に進み一般県道花巻温泉郷線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み市道台・上糀1号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道上川原・花巻温泉線との交点に至り、同市道を北に進み北湯口幹線用水路との交点に至り、同用水路を北西に進み北幹線水路との交点に至り、同水路を南西に進みさらに南に進み市道金矢・広城公園線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道宇津野北3号線との交点に至り、同点から同市道を北に進みさらに北西に進み市道宇津野西線との交点に至り、同点から同市道を北西に進みさらに西に進み六郎山に通じる道路との交点に至り、同点から同道路を西に進みさらに北西に進み民有林57林班と56林班の境界との交点に至り、同点から民有林56林班および同55林班と民有林44林班、同45林班及び同54林班の境界を南に進みさらに西に進みさらに北に進み国有林岩手南部森林管理署582林班の境界との交点に至り、同点から同国有林と民有林55林班の境界を南東に進みサイカチ沢との交点に至り、同点から同沢を東に進みさらに北東に進み市道台温泉線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北東に進み市道台温泉線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道台線との交点に至り、同点から同市道を北西に進みさらに北に進み国有林岩手南部森林管理署583林班と民有林59林班との交点に至り、同点から同国有林と民有林59林班及び同55林班の境界を東に進みさらに北西に進みさらに北東に進み国有林岩手南部森林管理署584林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進みさらに南東に進み台川左岸との交点に至り、同点から同左岸を北に進み国有林岩手南部森林管理署589林班右小班とい2小班の境界との交点に至り、同点より同境界を北東に進み市道台沢裏山に通じる山道に至り、同点から同山道を南東に進み市道田中西5号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道大畑・棟塚線との交点に至り、同点から同山道を南西に進み市道二枚橋・花巻温泉線との交点に至り、同点から同市道を南に進み起点に至る線に閉まれた一円の区域		
名称	花巻温泉鳥獣保護区特別保護地区	面積	17 ha
期間	平成26年1月1日から平成36年10月31日まで		
区域	花巻市地内の花巻温泉社有林のうち、土砂流出防備保安林の一円の区域（岩手県花巻市台第2地割57番2号、7号、31号、36号の区域）		

## 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

### （鳥獣保護区）

第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘査してそれぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

- 一 環境大臣にあっては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域
- 二 都道府県知事にあっては、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める当該都道府県内の区域であって前号の区域以外の区域

### （特別保護地区）

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。

- 4 第二項の規定は第一項の規定による指定の変更について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第四条第四項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第四条第四項の場合にあっては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第十五条第二項、第三項及び第十三項並びに第二十八条第二項から第六項までの規定は第一項の規定による指定及びその変更（同条第三項から第六項までの場合にあっては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について準用する。

### （鳥獣保護事業計画）

第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護事業計画」という。）を定めるものとする。

- 4 都道府県知事は、鳥獣保護事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない

## 資料 No. 1 参考資料

### 鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区について

#### 1 制度の概要

##### (1) 鳥獣保護区

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 28 条第 1 項に基づき、鳥獣の保護を図るために必要があると認めるときに知事が指定し、鳥獣の捕獲若しくは殺傷又は鳥類の卵の採取若しくは損傷が禁止される。

開発等に規制はないが、区域内の土地又は木竹の所有者は、鳥獣の生息及び繁殖のため、知事が設置する営巣、給水、給餌等施設設置に対し拒否ができなくなる。

指定期間 10 年（法律上 20 年以内）

##### (2) 鳥獣保護区特別保護地区

法第 29 条第 1 項に基づき、鳥獣保護区内において、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために必要と認めるときに知事が指定し、水面の埋立て、木竹の伐採、工作物等の新築等、一定の行為が規制（許可行為）される。

指定期間は、鳥獣保護区の存続期間内と同様。

#### 2 県内の指定状況（平成 25 年度末時点）

① 鳥獣保護区	139 箇所 (141,196ha)
② 鳥獣保護区特別保護地区	13 箇所 ( 7,321ha)

## 鳥獣保護法改正に伴い変更を要する県計画について

### 1 鳥獣保護法改正の要点

背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化</li> <li>・狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少</li> </ul>
----	---

#### (要点1) 鳥獣捕獲等の一層の推進～保護のための管理から、積極的な管理（捕獲）への転換

##### ① 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

- 集中的・広域的に管理すべき鳥獣（指定管理鳥獣）としてシカ及びイノシシが環境省令で指定見込

##### ② 特定鳥獣保護管理計画（県任意計画）の再編

- 著しく個体数が増減・生息域が拡縮している鳥獣の保護管理を図る特定計画について、増減・拡縮に応じて「保護」と捕獲の推進等「管理」の別により整理

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・減／縮小の保護対策⇒「第一種特定鳥獣保護計画」</li> <li>・増／拡大の管理対策⇒「第二種特定鳥獣管理計画」</li> </ul> |
|--|

#### (要点2) 捕獲等の担い手の育成

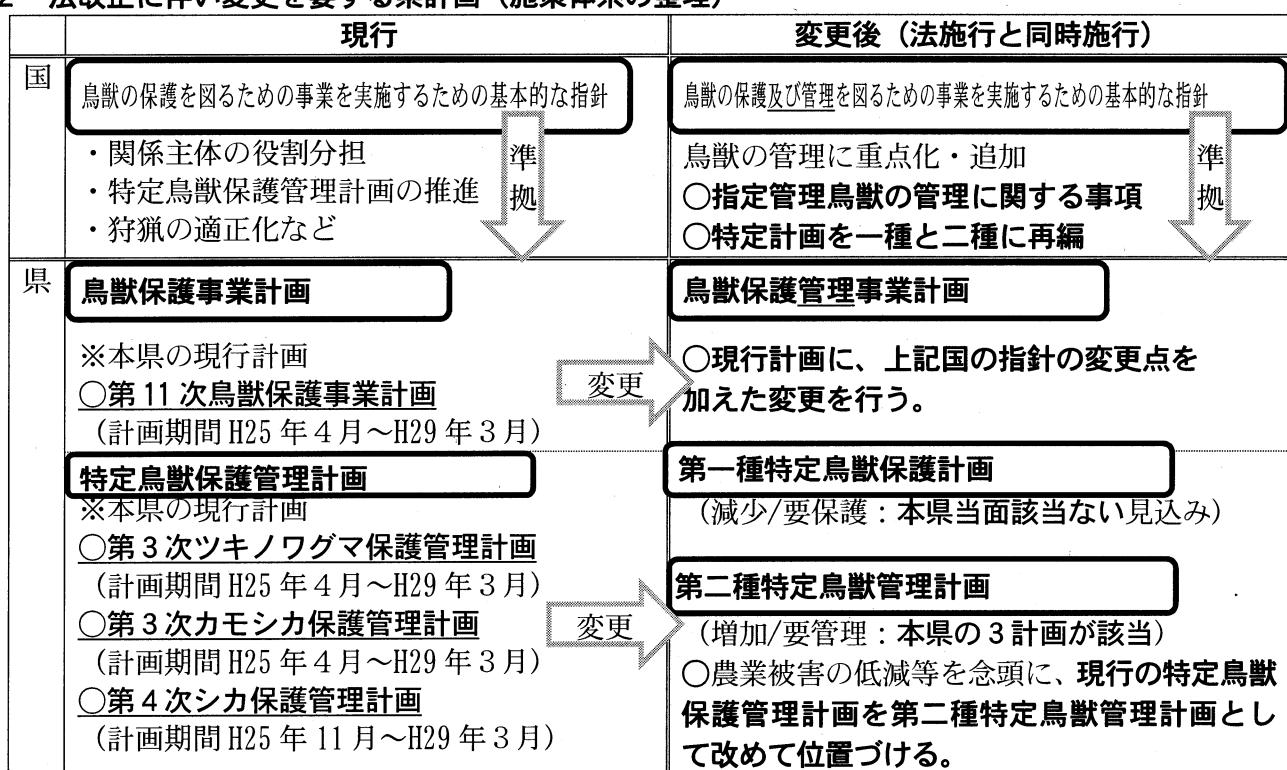
##### ① 鳥獣捕獲等事業の認定制度の導入

- 基準に適合するものを県が認定（猟友会、警備会社等を想定し、環境省令で基準整備）

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全管理を図るために体制が基準に適合</li> <li>・従事者が適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する</li> <li>・従事者の研修内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分など</li> </ul> |
|---|

##### ② 網猟免許及びわな猟免許取得年齢の引き下げ（20歳以上⇒18歳以上）

### 2 法改正に伴い変更を要する県計画（施策体系の整理）



### 3 今後の主なスケジュール（予定）

日程	国（環境省）	県
H26年11～12月	基本指針告示	県計画変更案策定作業
12月下旬	改正後の法施行令・施行規則公布	
H27年1～2月		県計画変更案パブリックコメント実施
3月		県計画変更案を自然・鳥獣部会へ諮問
5月	改正後の法令施行	変更後の県計画施行

# 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法) の一部を改正する法律について

資料 No. 2 別添

## 改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

## 改正内容

### 1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える(第1条)。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する(第2条)。

【定義】生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、

鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること

鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

### 2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める(第4条)。また、特に保護すべき鳥獣のための計画と、特に管理すべき鳥獣のための計画を以下のとおり位置づける(第7条及び第7条の2)。

都道府県 知事策定	第一種特定鳥獣 保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣 (第一種特定鳥獣) の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣 管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣 (第二種特定鳥獣) の管理に関する計画

※ 希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定することができるとする(第7条の3及び第7条の4)。

### 3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について、都道府県又は国が捕獲等をする事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を実施することができるとする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和を行う。(第14条の2)

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合



夜間に撮影された  
ニホンジカ

### 4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとする(第18条の2から第18条の10)。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

### 5. 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において麻醉銃による鳥獣の捕獲等ができるとする(第38条の2)。

### 6. 緩猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ(20歳以上→18歳以上)(第40条)等

※ 公布の日から起算して1年以内の政令で定める日から施行する(一部を除く)。

### 鳥獣保護事業計画の変更の概要について

項目	現行	変更後
名称	第 11 次鳥獣保護事業計画	第 11 次鳥獣保護管理事業計画
各項目 共通	文言整理： 鳥獣の <u>保護管理</u> <u>鳥獣保護員</u> 等	文言整理： 鳥獣の <u>保護及び管理</u> <u>鳥獣保護管理員</u> 等
第一 計画 の基本 的事項	計画の期間等： H25. 4. 1～H29. 3. 31	計画の期間等： H25. 4. 1～H29. 3. 31。改正鳥獣保護法施行の日 (H27. 5) から鳥獣保護管理事業計画として適用する。
第四 鳥獣 の捕獲 等及び 鳥類の 卵の採 取等の 許可に 関する 事項	①鳥獣の区分等 ア 希少鳥獣 イ 狩猟鳥獣 ウ 外来鳥獣等 エ 一般鳥獣  ②鳥獣の捕獲等に係る許可基準 捕獲等の目的 ア <u>特定計画</u> に基づくもの イ 鳥獣による <u>被害の防止</u>	①鳥獣の区分等 ア 希少鳥獣 イ 狩猟鳥獣 ウ 外来鳥獣等 エ 一般鳥獣 オ <u>指定管理鳥獣</u>  ②鳥獣の捕獲等に係る許可基準 捕獲等の目的 ア 鳥獣の <u>保護</u> ( <u>第一種特定鳥獣保護計画</u> に基づく もの 等) イ 鳥獣の <u>管理</u> ('鳥獣による被害の防止'、'第二 種特定鳥獣管理計画'に基づくもの 等)
第六 特定 鳥獣保 護管理 計画の 作成に 関する 事項	① <u>特定鳥獣保護管理計画</u> ツキノワグマ、カモシカ及びシカの 計画作成に係る事項を規定 (※規定 事項：計画作成の目的、対象鳥獣、 計画期間、対象地域、 <u>保護管理の目 標</u> 及び <u>保護管理事業</u> )	①-1 <u>第一種特定鳥獣保護計画</u>  ①-2 <u>第二種特定鳥獣管理計画</u> ツキノワグマ、カモシカ及びシカの計画作成に係 る事項を規定 (※規定事項：目的、対象鳥獣、計画期 間、対象地域、 <u>管理の目標</u> 及び <u>管理事業</u> )   ② <u>指定管理鳥獣捕獲等事業</u> シカの計画作成に係る事項を規定 (※規定事項：目 的、実施期間、実施区域、事業の目標、実施方法と 実施結果の把握・評価及び事業の実施者を規定)

## 第 11 次鳥獣保護事業計画の概要

## 1 鳥獣保護事業計画について

鳥獣保護法第4条に基づき、鳥獣の保護を図るための事業（鳥獣保護事業）を計画的に実施するために、環境大臣が定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下『基本指針』とする）」に即して、都道府県知事が策定するもの。

## 2 第 11 次鳥獣保護事業計画の概要

## 第一 計画の基本的事項

① 計画期間は、H25.4.1～H29.3.31 の 4 年間。

② 現状と課題、計画の見直し規定、鳥獣の区分と保護管理の考え方等を整理。

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休獣区に関する事項

① 鳥獣の保護を図るために必要な区域を「鳥獣保護区」に指定。

（存続期間 10 年間）

新規指定及び区域拡大は予定なし。期間更新予定：60箇所。

② 鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の保護等を図るために必要がある区域を「鳥獣保護区特別保護地区」に指定。（存続期間 10 年間）

再指定予定：1 箇所

③ 狩猟、鳥獣の生息数が著しく減少している場合において、その生息数を増加させる必要があると認められる区域を「休獣区」に指定。

（存続期間 2 年間） 指定予定：51 箇所

④ 鳥獣保護区の調査及び整備等を実施。

## 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥に関する事項

生息数が減少しているキジの増殖、放鳥を実施する。増殖は民間事業者を中心として実施。放鳥は県や県獣友会等が実施。

## 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

① 有害鳥獣捕獲は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果被害等が生じているか又はその恐れがあり、原則として防除対策によつても被害等が防止できないと認められる場合に許可する。

② わなの使用にあたつての許可基準を記載。

- ③ 捕獲に係る許可権限の、市町村への移譲を推進。
- ④ 鳥獣による被害の防除対策の考え方等を整理。

## 第五 特定獵具使用禁止区域、特定用具使用制限区域、獵区並びに指定獵法

## 禁止区域に関する事項

- ① 特定獵具（銃器・わな）の使用に伴う「危険の予防」又は「静穏の保持」のため必要な区域を、「特定獵具使用禁止区域」に指定。

（存続期間 10 年間） 指定予定：63 箇所

- ② 狩猟、鳥獣の確保と安全な狩猟を図るために設定されている獵区（2 箇所）について、適切に指導。

## 第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

- ① ツキノワグマ、ニホンジカ及びカモシカについて、地域個体群の安定した維持と農林業被害等の軽減を図り、もつて人と鳥獣との適切な関係の構築に資するため、「特定鳥獣保護管理計画」を策定。計画期間は、平成 25 年度から平成 28 年度までの 4 年間。

- ② 特定鳥獣保護管理計画を実施し、「個体数管理」、「生息環境管理」及び「被害防除対策」を総合的に実施。

## 第七 鳥獣の生息状況等の調査及び保護管理対策等に関する事項

- 希少鳥獣、狩猟、鳥獣、特定鳥獣等の生息状況、捕獲状況、被害状況等を調査し、保護管理対策を実施。

## 第八 鳥獣保護事業の普及啓発に関する事項

- 鳥獣行政担当職員、鳥獣保護員、鳥獣保護センター及び環境保健研究センターの体制を整備すると共に、鳥獣の保護管理の担い手を確保育成。

## 第九、その他

- 狩猟の適正管理、傷病鳥獣救護の基本的対応、安易な餌付けの防止、高病原性鳥インフルエンザなど感染症への対応、鳥獣保護の普及啓発、野生鳥獣肉の放射性物質検査を実施。

## 特定鳥獣保護管理計画（ツキノワグマ、カモシカ及びシカ）の変更の概要について

### 1 鳥獣保護法の改正を受けた対応

保護のための管理から、積極的な管理への転換を図る鳥獣保護法の改正に伴う、「特定鳥獣保護管理計画の再編」及び「指定管理鳥獣捕獲等事業の新設」について本県の特定鳥獣保護管理計画に反映させ、改正法に基づく鳥獣管理を推進する必要があること。

#### (要点1) 特定鳥獣保護管理計画（県任意計画）の再編

○種の生息数の増減・生息域の拡縮に応じた、保護と管理（捕獲）の推進の別により整理

- ・減／縮小の保護対策⇒「第一種特定鳥獣保護計画」
- ・増／拡大の管理対策⇒「第二種特定鳥獣管理計画」

#### (要点2) 指定管理鳥獣捕獲等事業の新設

○集中的・広域的に管理すべき鳥獣としてシカ及びイノシシが環境省令により指定の見込

○実施する場合は、第二種特定鳥獣管理計画に当該事業を位置付け、実施計画を策定

### 2 現行の特定鳥獣保護管理計画（詳細は別添のとおり）

- (1) 第3次カモシカ保護管理計画（計画期間：H25.4.1～H29.3.31）
- (2) 第3次ツキノワグマ保護管理計画（計画期間：H25.4.1～H29.3.31）
- (3) 第4次シカ保護管理計画（計画期間：H25.11.15～H29.3.31）

(参考) 対象鳥獣による農業被害の状況とシカの捕獲状況（単位：千円・頭）

	H21	H22	H23	H24	H25
被 害	カモシカ	11,720	8,957	5,671	37,930
	ツキノワグマ	43,911	40,994	47,385	72,870
	シカ	153,927	177,305	156,515	282,620
シ カ 捕 獲	捕獲合計	1,938	2,173	1,903	4,240
	狩猟	1,521	1,797	1,160	661
	県捕獲	—	—	—	2,238
	市町村有害捕獲	417	376	743	1,341
					3,517

### 3 特定鳥獣保護管理計画（ツキノワグマ、カモシカ及びシカ）の変更の概要

	現 行	変 更
ツ キ ノ ワ グ マ	<p>(名称) 第3次ツキノワグマ保護管理計画</p> <p>1 計画策定の目的 (2) 計画策定の趣旨 [前略]～「第3次ツキノワグマ保護管理計画」を作成するものである。</p>	<p>(名称) 第3次ツキノワグマ管理計画</p> <p>1 計画策定の目的 (2) 計画策定の趣旨 [左記の末尾に追記] ～改正鳥獣保護法施行の日(H27.5)から第二種特定鳥獣管理計画として適用する。</p>
カ モ シ カ	<p>(名称) 第3次カモシカ保護管理計画</p> <p>1 計画策定の目的 (2) 計画策定の趣旨 [前略]～「第3次カモシカ保護管理計画」を作成するものである。</p>	<p>(名称) 第3次カモシカ管理計画</p> <p>1 計画策定の目的 (2) 計画策定の趣旨 [左記の末尾に追記] ～改正鳥獣保護法施行の日(H27.5)から第二種特定鳥獣管理計画として適用する。</p>
シ カ	<p>(名称) 第4次シカ保護管理計画</p> <p>1 計画策定の目的 (1) 計画策定の趣旨 [前略]～「第4次シカ保護管理計画」を作成する。</p> <p>3 目標を達成するための対策 (3) 個体数管理 ①狩猟による捕獲の促進 ②有害捕獲の効果的な実施 ③捕獲の担い手の確保・育成</p>	<p>(名称) 第4次シカ管理計画</p> <p>1 計画策定の目的 (1) 計画策定の趣旨 [左記の末尾に追記] ～改正鳥獣保護法施行の日(H27.5)から第二種特定鳥獣管理計画として適用する。</p> <p>3 目標を達成するための対策 (3) 個体数管理 ①狩猟による捕獲の促進 ②有害捕獲の効果的な実施 ③捕獲の担い手の確保・育成 ④指定管理鳥獣捕獲等事業の実施</p>

## 現行の特定鳥獣保護管理計画の概要

第3次カモシカ保護管理計画		第3次ツキノワグマ保護管理計画		第4次シカ保護管理計画	
<b>1 計画策定の目的</b>	<b>目的：地域個体群の安定的な維持及び農林業被害の軽減を図り、人とカモシカとの適切な関係を構築</b>	<b>1 計画策定の目的</b>	<b>目的：地域個体群の安定的な維持及び人身被害の軽減を図り、人とツキノワグマの共生関係を再構築</b>	<b>1 計画策定の目的</b>	<b>目的：科学的・計画的な保護管理により、地域個体群の安定的な維持及び農林業被害の軽減を図り、人とカモシカとの適切な関係を構築</b>
	<b>計画期間：H25.4.1～H29.3.31</b>		<b>計画期間：H25.4.1～H29.3.31</b>		<b>計画期間：H25.11.15～H29.3.31</b>
<b>2 保護管理の目標</b>	(1) 地域個体群の維持 (2) 農林業被害の軽減	<b>2 保護管理の目標</b>	(1) 地域個体群の維持 (2) 人身被害の防止及び農林業被害の軽減	<b>2 保護管理の目標</b>	(1) 捕獲による農林業被害軽減 (2) 早期対応による生息域及び被害拡大抑制 (3) モニタリング調査の拡充
<b>3 目標を達成するための対策</b>	(1) 生息環境管理 →生息域である森林環境の保全など (2) 通常の被害防除対策 →市町村による忌避剤散布・防護柵設置等 (3) 捕獲による防除 →必要に応じ市町村実施計画を策定・実施	<b>3 目標を達成するための対策</b>	(1) 生息環境管理 →生息域である森林環境の保全など (2) 個体数管理 →ツキノワグマ保護管理検討委員会において検討・管理 (3) 被害防除対策 →電気柵の設置・誘引物の除去など (4) 生息環境管理 →必要に応じ集落周辺の草刈など	<b>3 目標を達成するための対策</b>	(1) 地域区分 →生息状況に応じて3区分・地域ごとの対策 (2) 個体数管理 →狩獵促進・市町村有害捕獲の効果的な実施 (3) 被害防除対策 →農林業被害・自然植生被害対策 (4) 生息環境管理 →農業被害・自然環境管理
<b>4 モニタリング等の実施</b>	(1) 被害状況の調査 →農林業被害 (2) 捕獲個体の調査など	<b>4 モニタリング等の実施</b>	(1) 捕獲状況の調査 (2) 被害状況の調査 →人身被害・農林業被害状況 (3) 生息状況の調査 →小規模ヘアトラップ調査 (4) 捕獲個体の調査	<b>4 モニタリング等の実施</b>	(1) 捕獲状況の調査 (2) 被害状況の調査 →農林業被害状況 (3) 生息状況の調査 →糞塊調査、植生被害調査、生息密度調査など (4) 捕獲個体の調査
<b>5 普及啓発</b>	保護管理計画の内容、ツキノワグマの生態、人財被害等について周知される被害等について周知	<b>5 普及啓発</b>	保護管理計画の内容、特に分布の拡大地域を対象にシカの生態、想定される被害等について周知	<b>5 普及啓発</b>	保護管理計画の内容、ツキノワグマの生態、人財被害等について周知